

音威子府村住民保養センター天塩川温泉管理運営業務公募要綱

1 管理業務に関する事項

(1) 業務名

音威子府村住民保養センター天塩川温泉管理運営業務

(2) 施設の概要

- ① 所在地 中川郡音威子府村字咲来919番地
- ② 施設の名称 音威子府村住民保養センター天塩川温泉
音威子府村農産物等活用総合交流促進施設（以下「住民保養センター天塩川温泉」という。）
- ③ 施設の内容 概要は別添図のとおり

(3) 当該施設の設置者

音威子府村長 佐 近 勝

2 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の資格基準

法人格を有していること。

(2) 指定管理者の選定基準

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 住民保養センター天塩川温泉の効用が最大限発揮されること。
- ③ 住民保養センター天塩川温泉の適切な維持及び管理に関する経費の削減が図られるものであること。
- ④ 住民保養センター天塩川温泉の管理を安定して行う人員、資産、その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

(3) 指定管理者が行う管理運営業務

- ① 旅館業及び飲食店営業業務
- ② 住民保養センター天塩川温泉の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ③ 住民保養センター天塩川温泉の安全対策に関する業務
- ④ 前3条に掲げるもののほか、住民保養センター天塩川温泉の運営に関する業務のうち、村長のみの特権に属する事務を除く業務

(4) 音威子府村住民保養センター天塩川温泉の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を行うものとする。

- ① 指定管理者の指定は、選考により行うものとする。
- ② 指定管理者の指定を受けようとする者は、次項の書類を提出すること。

(5) 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書
- ② 申請資格を有することを証明する書類
- ③ 指定管理者の指定を受けようとする住民保養センター天塩川温泉の施設の管理運営業務に係る事業計画書及び収支計画書

- ④ 指定管理者の指定を受けようとする者の経営状態を説明する書類
 - ア 申請の日の属する事業年度の、直近の事業年度における収支決算書
 - イ 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類・委託契約書、協定書等
 - ⑤ その他必要に応じ村長が定める書類
- (6) 提出部数 正副各1部

3 指定管理者の決定及び指定期間について

(1) 指定管理者の決定

前項により提出された関係書類に基づき、厳正な審査により選定するものとする。
なお、正式な決定は「音威子府村議会」における議決によるものとし、当該議決を得られないこと、又は指定されないことによって生じる一切の損害の賠償等に関する請求は出来ないものとする。

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 協定の締結について

音威子府村と指定管理者は、次の事項について協定を締結するものとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 事業計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 村が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他村長等が別に定める事項

5 利用料金制度について

条例第10条の規定により、利用料金は指定管理者の収入として収受させるものとする。

6 管理運営に要する費用について

管理運営に要する費用のうち、次に掲げる費用は村の負担とする。

- ① 建物・収容品共済費
- ② 土地使用料
- ③ 大規模改修費
- ④ その他村が必要と認めたもの

7 管理運営業務を第三者に請け負わすことについて

指定管理者は、住民保養センター天塩川温泉の管理運営に関する業務の全部又は一部を第三者に請け負わせてはならないものとする。ただし、村長の承認を得た場合はこの限りでない。

8 住民保養センター天塩川温泉の休館日及び開館時間について

(1) 休館日

無い。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、村長の承認を得て臨時に休館することが出来るものとする。

(2) 開館時間

午前10時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、村長の承認を得てこれを変更することが出来るものとする。

9 関係法令の遵守について

住民保養センター天塩川温泉の維持管理及び衛生管理については、関係法令等の基準等を遵守するものとする。

10 本要項に提示する以外の項目について

(1) 本要綱に関し、不明な事項がある場合は村に確認を行うこと。

(2) 本要綱に提示した以外の事項に関し、必要と思われる事項があれば、事前に村に通知し指示を受けること。

11 関係書類の提出について

(1) 提出期限

令和2年7月15日(水) 17時15分まで

(2) 提出場所

〒098-2501

中川郡音威子府村字音威子府444番地

音威子府村役場経済課産業振興室